



双葉地方水道企業団告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を実施したので同条第9項及び双葉地方水道企業団監査委員条例第9条の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年10月26日

双葉地方水道企業団 監査委員 坂本和久
双葉地方水道企業団 監査委員 安藤英明



記

1. 監査の対象

- (1) 水道事業会計
- (2) 工業用水道事業会計

2. 監査の期日

令和2年10月23日

3. 監査の範囲

令和2年4月から令和2年9月までの事務執行分

4. 監査の結果

財務に関する事務は、関係法令、会計規程等に準拠して適正に執行されている。また、事業の実施及び管理の状況についても、適正に執行されており、おおむね所期の目的を達成しているものと認められる。

現地においては、小滝平浄水場改修工事の進捗状況を確認し、木戸ダムにて福島県による施設概要説明を受け重要施設の確認を行った。

今後も特定復興再生拠点の事業が見込まれており、構成団体の更なる復興推進に水は重要なインフラであることから、関係機関と緊密に連携し安全・安心な水の安定供給に努めること。